

令和2年度江田島市乗合タクシー運行業務プロポーザルに係る選定結果について

令和元年12月19日
江田島市公共交通協議会

1 募集の概要

(1) 募集期間

令和元年11月8日（金）から令和元年11月27日（水）まで

(2) 申込者（4社）

- ・株式会社江田島タクシー
（江田島市江田島町一丁目3番7号：代表取締役 川口 敏広）
- ・有限会社矢の浦タクシー
（江田島市江田島町中央五丁目1番5号：代表取締役 山中 繁）
- ・三高タクシー
（江田島市沖美町三吉456番地5：代表者 城山 賢二）
- ・有限会社能美タクシー
（江田島市能美町鹿川2723番地1：代表取締役 今宮 浩二）

2 審査の概要と結果

(1) 審査委員会の開催日

令和元年12月5日（木）13時30分～

(2) 審査の方法

審査委員会において、応募者からの応募書類等に基づきヒアリングを実施のうえ、あらかじめ定めた評価項目ごとに採点を行い、合計点数が最も高く、かつ基準点を満たしている者を、江田島市乗合タクシー運行業務委託の優先交渉者として選定する。

(3) 審査基準

評価項目	点数
1 運行体制の確保	15
①乗合タクシー運行に必要な乗務員をどのように確保するか。	
②予約や問合せなどをどのように受け付けるか（方法・体制など）。	
2 緊急時の対応	10
①運行する車両が故障等により使用できなくなった際、どのように対応するか。	
②天災等により運行できなくなった場合、どのように対応するか。	
3 サービスの向上	25
①利便性向上のためのアイデアはあるか。	
②利用者を確保・維持するために、どのようなことを行うか。	
③利用者が気持ちよく利用できるための工夫はあるか。	
【失格基準】総合評価点（各委員の平均）が 30点未満 の場合には失格とします。	総合評価点 50

3 審査委員

所属	団体名	職名等	氏名	備考
学識経験者	県立広島大学	名誉教授	野原 建一	
学識経験者	広島商船高等 専門学校	教授	岡山 正人	
住民代表者	江田島市自治 会連合会	会長	小跡 孝廣	
広島県	地域政策局地 域力創造課	課長	山田 和孝	
江田島市	江田島市	副市長	土手 三生	江田島市公共交通協議会 会長
江田島市	江田島市	企画部長	江郷 孝行	江田島市公共交通協議会 副会長

4 審査結果

審査の結果、次の者の提案を採用し、江田島市乗合タクシーの運行委託事業者の優先交渉者として選定した。

※ 点数は、各審査委員の採点合計の平均点である。

※ 今回の評価は本件乗合タクシー運行業務に関する評価である。

(1) 江田島北部地区（江田島北部朝夕便、おれんじ号江田島北部線）

団体名	(A) 株式会社江田島タクシー	(B) 有限会社矢の浦タクシー
順位 (点数)	① (40.8点/50点)	② (28.7点/50点)
総評	<p>審査基準に基づく総合的な評価を行った結果、すべての評価項目でAの方が高い評価となった。</p> <p>(ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価項目3「サービスの向上」 利便性向上のためのアイデアや利用者の確保・維持のための方法が、より高く評価された。 	

※点数は、各委員の平均点

(2) 沖美北部地区（おれんじ号沖美北部線）

団体名	(A) 三高タクシー	
順位 (点数)	① (36.3点/50点)	
総評	審査基準に基づく総合的な評価を行った結果、基準点を超える評価となった。 (ポイント) ・評価項目3「サービスの向上」 利便性向上のためのアイデアや利用者の確保・維持のための方法が、より高く評価された。	

※点数は、各委員の平均点

(3) 沖美南部地区（おれんじ号沖美南部線）

団体名	(A) 有限会社能美タクシー	
順位 (点数)	① (39.0点/50点)	
総評	審査基準に基づく総合的な評価を行った結果、基準点を超える評価となった。 (ポイント) ・評価項目1「運行体制の確保」 運行に必要な乗務員の確保や問い合わせの受け付け体制が、より高く評価された。	

5 運行事業者の決定

令和元年12月19日（木）開催の第2回公共交通協議会において、優先交渉者による運行業務委託について協議を行う。

承認された場合、令和2年度の運行事業者として決定する。